

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	内野戸中才地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げるもの (2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの (3) 畜舎	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの (3) 畜舎 第一種住居地域の制限にかかわらず、建築することができる建築物 作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場で、次の各号のいずれにも該当しないもの (1) 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項に掲げるもの (2) 板金作業を行うもの (3) 塗装作業を行うもの
建築物の敷地面積の最低限度	—	200㎡	
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の独立した自動車車庫及び物置は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。 ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが2.3m以下の外壁を有しないものは、この限りでない。		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	—	—
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)		
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	0.6m以下。 ただし、築山等はこの限りでない。		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。